

議会の



12月定例会

令和元年第4回鶴田町議会定例会が、12月5日から12日までの会期8日間で開かれました。

今定例会では、議案10件について審議が行われ、原案どおり議決（可決9件、同意1件）されました。

議決された議案

- 議案第82号 令和元年度鶴田町一般会計補正予算（第3号）案
- 議案第83号 令和元年度鶴田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第84号 鶴田町まちづくり振興基金条例案
- 議案第85号 鶴田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び鶴田町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第86号 鶴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第87号 鶴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第88号 鶴田町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例案
- 議案第89号 鶴田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第90号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第91号 西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合規約の変更について
- 報告第9号 専決処分した事項の報告について
専決第2号 損害賠償の額の決定について
- 報告第10号 専決処分した事項の報告について
専決第3号 損害賠償の額の決定について

一般質問

12月定例会一般質問の 要旨をお知らせします

一戸 豊 議員

所属会派 政和会

①町の財政状況について

来年度から開校する新しい鶴田小学校の建設や、町営住宅の老朽化に伴う建て替え工事など、町が借金して進めていかなければならない大きな事業が近年増えています。町では、現在返済している借

金や返済が終わる借金、これから新たに返済していかなければならない借金などがあると思います。将来的にどのくらいの規模の負債となるのか、またその負債が町の財政にどのような影響を与えるのかについて、町の財政状況の現状と今後の見通しを踏まえてお知らせください。

答弁 町長

町ではこれまで、子どもたちの教育環境を整えるための統合小学校建設事業、地方創生拠点整備交付金を活用した道の駅への施設整備事業や富士見湖パークへの観光施設整備事業などの大規模なハード事業を進めてまいりました。今後も、観光の拠点となっております。鶴の舞橋の改修事業や若い世代の定住を促進するための駅東団地建替事業などの大規模事業を予定しております。

統合小学校建設事業は、総事業費が54億円と町の年間予算に匹敵する事業規模となり、その財源としての町債は34億円と、大きな割合を占めています。そのため、地方交付税に元利償還金の50%から70%が算入されるなど、後年度の負担が少なくなるような種類の町債を借り入れしています。統合小学校建設事業の町債は、令和3年度から元金の償還が始まり、25年から30年かけて返済していくことになります。

地方創生拠点整備交付金を活用した事業は、道の駅と富士見湖パークでの事業を合わせると総事業費が11億円となり、町債は5億円となっており、この事業では後年度に元利償還金の50%が地方交付税に算入される補正予算債という町債を活用しております。この事業の町債は、昨年度から元金の償還が始まっており、20年かけ

て返済していくこととなります。鶴の舞橋改修事業は、県営事業での実施を計画しており、総事業費は5億円ほどですが、町の負担としては総額8千万円あまりを見込んでおり、町債は充当率が100%で8千万円を見込んでおります。

駅東団地の建替事業は、総事業費をおよそ10億円と見込んでおり、その財源としては5億円弱の町債を見込んでおります。

今年度末の町債の残高見込みは、76億円となっており、今後予定している事業を含めると、町債の残高のピークは令和2年度で、およそ80億円となるものと試算しております。その後は徐々に減少し、令和10年度末には63億円となる見込みとなっております。

町債の元金と利子の償還は、ピークが令和5年度で、償還金額はおよそ6億円となり、その6割、



3億円ほどが地方交付税で措置される見込みとなっており、その後は徐々に減少していくと見込んでおります。

市町村の財政状況につきまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として健全化判断比率が定められています。その指標が一定以上になると財政健全化計画や財政再生計画を定めなければならないなど、財政運営が制限されます。

その指標の一つに、町債の元利償還金の割合を示す実質公債費比率という項目があり、町では平成

30年度決算で12・5%となっており、財政運営が制限される25%には達しておりません。今後、実質公債費比率は伸び続けていき、令和5年度では15・4%となる見込みです。

また、将来負担すべき負債の割合を示す将来負担比率という項目は、132・1%で制限が加えられる350%には達しておりませんが、今年度193・9%となる見込みで、周辺市町村の中では高い割合となっております。以上のように、健全化判断比率は財政運営に制限が加えられる数値には達しない見込みとなっております。

また、一般家庭の預金にあたる財政調整基金の残高は、一般的には標準財政規模の5%から10%が望ましいとされており、計算上は2億円から4億円となりますが、今年度末の残高見込みは2億6千万円で、余裕のない状況となっております。

今後の財政運営につきまして、小学校の統合による学校数や学級数の減少、国勢調査での人口減少などにより、歳入の4割を占める地方交付税が2%減少することが見込まれるなど、厳しい財政運営となる見通しです。そのため、町では健全な財政運営を図るために、今年度から令和5年度までの財政運営計画を策定しております。この計画は、歳入歳出について中期財政見通しを試算し、財政運営の指針とするものです。

町としては、町税などの収入を確実に確保し、歳出を抑制するなど、財政の効率化に努め、健

全な財政運営に努めてまいります。

(再質問)

町の予算で町民が納める税金は何パーセントくらいですか。例えば予算が50億あって町民が納める税金がそのうち何パーセントになっていますか。

答弁〓総務課長

町の町税の金額に関しては、およそ9億円となっており、町税自体は歳入全体の10%から20%といったところです。

小関 優議員

所属会派 政優会

①日本一子育てしやすいまちに！

子どもは宝です。将来を託し、未来を創っていくのも子どもです。家庭環境、経済状況、病気や障害など、さまざまな理由があっても、全ての子どもが将来自立できるように支援することが大切です。子どもの笑顔を見て親が幸せになり、孫の笑顔を見ておじいちゃんやおばあちゃんが幸せになる。そのような笑顔が循環する鶴田町になってほしいと願っています。このように全ての子どもが将来自立できる子育てしやすいまち

づくりができれば、移住・定住につながり、全国的に少子高齢化が進む中でも、鶴田町が生き残れると考えますが、いかがでしょうか。

答弁〓町長

町では、平成15年に少子化対策と連動して制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年に「鶴田町次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援に取り組んでまいりました。その後平成24年に、急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、児童福祉法など子どもに関する法律による施策と作用し合って、子どもとその家庭に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的として、「子ども子育て支援法」が制定されました。この法律に基づき、平成27年には「鶴田町子ども・子育て支援計画」を策定し、行政の縦割りを排除し、関係する各分野の施策を総合的に一体的に推進してまいりました。

家庭環境や経済状況を考慮した取り組みとしては、つるた乳幼児園に委託実施している鶴田町子育て支援センターによる、大人の保育体験や育児講座の開催、育児サークルへの活動支援、また保護者に安心して就労してもらうための延長保育や放課後児童クラブ、さらには児童育成支援金、子どもの医療費の無料化などを実施しております。

今年10月からは保育料の無償化が実施されておりますが、それま

では、町独自の保育料軽減も行っており、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めております。

病気や障害などを考慮した取り組みとしては、健やかな子育てを見守るため、妊婦及び乳幼児健診をはじめ、母子手帳交付時の個別相談や乳児全戸訪問、障害児保育などを実施しており、病児病後児保育についても、現在、五所川原圏域定住自立圏ワーキング部会を通じて、広域的な実施について検討しているところです。

関係各課の窓口や子育て支援センターの相談体制の強化にも努めており、支援が必要な子どもとその家庭の情報や相談があった際には、そのさまざまな状況に応じ、関係機関や団体などと連携し、関連する諸施策を組み合わせながら、ケース検討や訪問などを重ね、支援を行っております。

今年度は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする「鶴田町第2期子ども・子育て支援計画」の策定作業を進めているところですが、これまでの取り組みを評価、検証し、町民のニーズに対応するために行ったニーズ調査も取り入れながら策定作業を進めており、町の次代を担う子どもたちの自立に向けて、子どもたちの視点に立ち、子ども・子育てに関する支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

(再質問)

私は以前も申し上げておりますが、今、日本の国内でも問題になっている所得による教育格差。こ

これは、あつてはならないと思つております。家庭が貧しかったりすることによって、子どもたちのスタートラインが一緒じゃないという事はあつてはならない。そのためにできれば今後町ではそういうことがないように地元の先生のOBや地元の大学生を活用した無償塾など、塾に行けない子どもたちを救つてあげることも検討していただきたいと思ひます。

また、町の奨学金。町の奨学金は平成元年に作られており、大学に行く子どもたちは月々3万円以内で借りられることになっております。私の調べによると、他の利息が付くものと、日本学生支援機構で最大12万円まで借りられるとなつておりました。町のは3万円以内の無利子。日本学生支援機構のものは有利子で12万円以内。

大学に行くのにすくお金がかかります。3万円でもいいものか有利子で12万円借りるのか、いろいろ考えていかなければなりません。

いま、平成から令和に時代は変わり、町の奨学金の条例は平成元年にできたもので、もう30年以上経過しております。例えば子どもたちの未来のために金額を上げるとか、逆に有利子で借りている方々に利子の補てんをしてあげるとか、子どもたちが夢をかなえるために、大学に行けるよう、町で支援をしていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひします。

答弁Ⅱ教育次長

最初に無償の塾についてでございます。無償の塾が全国的に見るとだいぶやられてきている所が多いという情報を私どもの方でも得ているところでございます。ただ、主だつて活動されている所につきましては、NPOであるとか民間団体が主催してやられているのが多いという状況のようでございます。私どもの町でも民間主導型でやれるような状況、体制になつた場合には教育委員会としても施設を開放して場所を提供するとか、それらの支援もできるのかなというところを検討しているところでございます。現段階では、具体的なお話を頂いておりませんが、私どももいたしましてござい

らに他市町の状況なども調査しながら、どういう支援があるのか検討してみたいというふうに思ひております。

続きまして奨学金についてでございます。奨学金については、議員ご指摘のとおり当町の上限額としては、ひとり3万円ということになってございます。ちなみに現在貸与を行なっている生徒さんは2名でございます。一方償還されている方、償還中の方が13名という状況になっており、ひとり当たりの最高の貸与額は、現在のところ144万円ということになっております。これが、高いか安いかわからないことについては、それぞれ思いがあるかと思ひますけれども、奨学金の場合は基本的には最終的には償還していただくということもあるわけでございます。

有利子、無利子は別にしても元金は基本的に償還していただくことになろうかと思ひます。借り入れが多い分、逆に償還も多くなるということとは、将来的に自分の負担も多くなるということもありますので、その辺も加味しながら小関議員がご指摘されている上限額3万円が、適正かどうかというところについても、少し検討したいと思ひます。

(再質問)
私が何故このような話しをしているかというと、

自分の体験に基づいて話をしていくからです。私は、高校を卒業するときに、大学に行くのだったら、国立しかだめだと家の人が言われました。今考えてみると、これが所得格差による教育格差なんです。これから未来を創っていく子どもたちにあつてはならないと私は思ひます。鶴田町だけは、そういうことをしてほしくないとは、本当にそう思ひます。子どもたちの未来のために夢や希望が叶えられるように、そういう支援をしっかりとやっていただきたい。教育長、どうかよろしくお願ひします。

答弁Ⅱ教育長

小関議員のその気持ちよくわかりますし、以前の議会でも小関議員は私にこのことを質問し、私も答弁させていただきました。そのとき小関議員が自分の経験のことをお話しになりましたが、私も大変失礼だったのですが、自分の経験をお話しさせていただきました。私の家庭も裕福な家庭ではございませんでした。ですから、私は高校の時から奨学金をいただいていたし、大学でも奨学金をいただいていた。というのは、うちの親も国立の大学でないとだめだよと、そう言われました。ですから私は、一生懸命勉強して国立の大学にも入りましたし、奨学金もいただきました。そして、小関議員は、それは借金ではないのか、子どもたちに借金を負わせるのかという話をしましたが、私は自分でいただいて、自分で使った

ものは自分で返さなければいけないという気持ちでやつていました。今もその気持ちは変わっていませんので、子どもたちにも言いたいと思うのですが、自分の道は自分で切り開いてほしいと思ひています。努力すると努力の結果はついてきますので、私はそれを信じてほしいなと、こう思ひます。ちよつと、きつかったかもしれませんが、以上答弁とさせていただきます。

蒔苗 愛子 議員

所属党派 政優会

①子育て支援について
「安心して子育てできる町日本一」を目指してはどうか

1) これまで掲げてきた町の方針である「鶴と国際交流の町」から「安心して子育てできる日本一の町」を、目指した方針に転換をしませんか。
2) 町では「子どもの貧困」問題をどのように認識しているのか伺いたい。
3) 町では「子どもの貧困」問題を解決するためにどのような支援策をとっているのか伺いたい。

答弁Ⅱ町長

町では、町名の由来でもある鶴にこだわったまちづくり、子どもたちの人材育成のための国際交流を進めようと、「鶴と国際交流の里づくり」をキャッチフレーズとしてまちづくりを進めてまいりました。

一方で、子どもの医療費無料化事業や児童育成支援金事業、保育料の独自軽減事業など、将来を担う子どもたちの子育て支援策についても、重点施策として力を注いでまいりました。

今後も、子育て支援対策につきましては、さらに充実した施策に取り組んでまいりたいと考えております。

子どもの貧困の問題についてありますが、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は、平成27年時点では、13.9%で、およそ7人に1人が相対的な貧困の状態にあるといわれております。

町の実態としては、ひとり親世帯が150世帯、子どものいる生活保護受給世帯は6世帯であり、対象者の数は、ここ数年横ばいで推移しております。

国では、平成24年に16.3%と過去最高の貧困率を記録しており、先進国の中でも最悪な水準であるとして、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、基本理念を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成25年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、平成26年1月に施行されました。また、

同年8月、「子どもの貧困対策に関する大綱」も策定されております。

これを受け、県においても、平成28年3月に、困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指し、「青森県子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。

子どもの貧困対策推進計画の策定にあつては、今まで、都道府県の努力義務に限っておりましたが、今年6月の法改正により、各家庭の生活により身近な市町村が策定するよう努力義務化されております。

町においても、今年11月に改定された国の大綱を元に「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの重点施策を参考にしながら、早い段階で計画策定するよう努力してまいります。

子どもの貧困問題解決のための支援策につきましては、生活保護に關しての相談や、児童扶養手当の給付事業、ひとり親家庭等医療費給付事業などがあります。

今後も、子どもの貧困についての状況を確認し、各課で問題を共有するとともに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成育される環境を整備し、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮し、関係団体などと連携しながら、相乗的な効果を生む施策を推進して

まいりたいと考えております。

答弁 教育長

「子どもの貧困問題を解決するための支援策」についてですが、当委員会では、経済的理由によつて、就学が困難と認められる児童および生徒の保護者に対して必要な就学援助を行っているほか、経済的な理由により高等学校、短期大学および大学などへの修学が困難な方に奨学金の貸与を行っているります。

具体的に申し上げますと、就学援助につきましては、小学校児童および中学校生徒の保護者で生活保護法の適用を受けている要保護者およびこれに準ずる程度に困窮していると認められる要保護者に対して、学用品費、給食費、修学旅行費およびPTA会費などを支給するものです。

現在の支給対象者数につきましては、小学校児童では88名で児童全体の15.8%、中学校生徒では53名で生徒全体の16.6%となつており、小・中学校の合計では141名で児童・生徒全体の16.1%となつておりますが、ここ数年における支給対象者数については横ばいで推移している状況です。

なお、就学援助につきましては、これまで原則として年に一度の申請および認定として運用していましたが、本年11月からは随時の申請および認定を行うことに改めるなど、利用される方の利便性を考慮して制度の見直しを行っているところとです。

一方、奨学金の貸与につきましては、同一世帯での所得金額が一定額を下回るなど経済的な理由により修学が困難である方に対して月額3万円を上限として奨学金を貸与するものですが、現在の状況では、貸与を行っている方は2名、償還中の方は13名となっております。

今後とも、教育環境の整備と合わせて、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう「子どもの貧困問題」に対する支援策の充実に努めてまいります。

(再質問)

1点目の質問は、ぜひ新しい時代の一步として予算も伴うと思いますが、「鶴と国際交流の里づくり」と連携して子育てをするという新しい目標を持っていたら、検討してもらいたいと思います。

2点目の質問ですが、先程町長も言われましたように令和元年6月に貧困対策推進法が改正されたことにより、市町村に対しても計画を作成して取り組むことが盛り込まれております。これは先程、答弁にもあつたように努力目標であつて、必ずということではありませんが、東北の市町村の取組みをみると、岩手県では2つの市、宮城県では1つの市と1つの町、そして秋田県では12の市と4つの町、福島では1

つの市と1つの町が子どもの貧困に関する何らかの計画を作成しております。これは6月時点の段階ですが、それによると残念なことには青森県と山形県はゼロでした。もしかしら、この半年でどこかの市町村が計画しているかもしれないが、青森市でもまだやっていない、大きな市でもやっていないということに驚いています。そこで鶴田町としても、計画の策定準備をしているということですので、他の市町村と協調するのはなく、鶴田町独自の計画を策定していただきたいと思います。

そして、安心して子育てできる日本一の町、子どもにやさしい町づくりをする意味でも子どもの貧困に関するきちんとした計画を打ち出していいただき、通り一遍じゃなくて、財政も伴いますが町全体で連携し、各課で協力し合つて作ってもらいたいと思います。



△誕生証書交付式の様子